

抗議声明

「カット中労委」・不当命令を弾劾する！！

11月12日、中央労働委員会は、平成25年（不再）第26号不当労働行為救済申立事件（カット中労委）に対して、「本件再審査申立を棄却する。」という不当な命令を下した。

私たちは、この不当命令を満腔の怒りを込めて弾劾する。地本は、平成19年年末手当において14名、平成20年夏季手当において14名、平成20年定期昇給において6名の組合員がそれぞれカットされたことは、加藤誠二さんの不当解雇撤回ストライキの報復だとして、平成20年10月10日、愛知県労働委員会に救済申立を行った。申立以降、4年間にわたり、愛知県労働委員会の審問を通して、現場管理者による些細な理由や恣意的な判断によって加えられたボーナスカット・定期昇給カットであることは明白となった。しかし、平成25年3月35日、愛知県労働委員会は、何ら判断を下すことなく、はじめから会社に追随し不当命令を下したのだ。

地本は、ただちに、平成25年4月11日、愛知県労働委員会の不当命令を不服とし、中央労働委員会に再審査申立を行った。われわれは、愛知県労働委員会、中央労働委員会において、ボーナスカット・定期昇給カットについて「会社の①非違行為の件数②基準③区分・軽重」は組合に一切説明されず会社の恣意的な裁量によってなされたことを明らかにしてきた。また、平成26年7月25日、丹羽副委員長の証人審問において、労働者側委員から「会社の評価制度は古いのではないか」と言われる始末であった。にも拘わらず、中央労働委員会は、その命令書において、会社側に広範な裁量権があることを理由にして、管理者の指摘は根拠のないものではないとして、ボーナスカット・定期昇給カットを容認する命令を下したのである。

しかし、私たちは下を向くことはない。「カット愛労委」を立ち上げて以降8年、私たちはこの間の闘いを通じて多くの経験と組織の強化をかちとってきた。毎回多くの傍聴者の参加のもと、地方労働委員会、中央労働委員会併せて、OBの方も含む8名が証人席に立ち、17名が弁護士役としてこの闘いをリードしてきた。まさに闘いの中で私たちは成長し、強化されてきたのである。

今回出された中央労働委員会の不当命令は、会社の職場における「命令と服従」の支配体制を認めるものであり、JR東海に働くすべての社員の問題でもある。

私たちは、仲間を大切に作る職場づくりをめざすと共に、職場からさらに闘うものである。

2015年11月12日
JR東海労働組合中央本部
JR東海労働組合名古屋地方本部